

令和 6 年 度

財政援助団体監査報告書

日野市国際交流協会

日野市監査委員



日 監 第 1 0 0 号
令和7年(2025年)3月27日

日野市長
大 坪 冬 彦 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 中 嶋 良 樹

令和6年度財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

令和6年度財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

財 政 援 助 団 体	主 管 部 課
日野市国際交流協会	企画部 平和と人権課

第3 監査の範囲

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの財政的援助に係る出納
その他の事務の執行

第4 監査の期間

令和6年10月1日から令和7年3月4日まで

第5 事実確認聴取日

令和7年1月15日

第6 監査の着眼点及び実施内容

この監査は、次の事項を主眼として書類審査及び関係職員の説明を聴取し、
通常実施すべき監査手続きにより実施した。

なお、監査調査業務については、「CTS監査法人 東京事務所」と業務委
託契約を締結し、協力を得て実施した。

本監査は日野市監査基準に準拠し実施した。

（1）財政援助団体

- ① 定款及び会計事務規程等諸規程は整備されているか。
- ② 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ③ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ④ 資産台帳等の整備はきちんとされているか。
- ⑤ 補助金は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。
- ⑥ 補助金に係る会計経理は適正に行われているか。

(2) 主管部課

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容が明確にされているか。
- ② 補助金交付の算定、交付手続及び交付時期は適正か。
- ③ 団体への指導監督は、適切に行われているか。

第7 監査の結果

助成金に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他の事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に是正及び改善又は検討を要する事項が見受けられたので、指摘事項及び意見・要望として後述する。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

日野市国際交流協会

1 団体の概要

(1) 目的

市民の自主的活動により国際交流など地域の多文化共生社会実現を推進し、もって世界平和の発展に寄与することを目的とする。

(2) 設立

平成5年10月31日

(3) 所在地

日野市日野本町1丁目6番地の2 日野市生活・保健センター1階

(4) 事業

- (1) 多文化共生の地域づくりに関する事業
- (2) その他、協会の目的を達成するために必要な事業

(5) 事業の主な取り組み

- (1) 多文化共生社会実現に向けた取り組みを充実させる。
- (2) 異文化を互に知り合う企画を立案実行し、日本人と外国にルーツを持つ人たちとの親睦の輪を広げる。
- (3) 国際理解教育への協力や相談事案への通訳紹介などを充実させる。
- (4) 日野市及び市内の諸団体の事業にも出来る範囲で参画し、協会の存在をアピールする。
- (5) 地域の外国にルーツを持つ人たちに寄り添った日本語学習支援活動を実施する。
- (6) 外国語の語学力を高めて、地域の外国ルーツを持つ人々とのコミュニケーションを円滑にする。
- (7) 生活相談、防災・減災、外国ルーツの子どもたちを取り巻く諸課題などの事業化に向けて取り組む。
- (8) 市民、地域、会員に伝える情報を積極的に発信する。

(6) 組 織 (令和6年3月31日現在)

役 員 理事 6名 (会長1名、副会長2名、理事3名)

監事 2名

事務局 事務局長 1名、 職員 3名

2 市との関係

市は、「日野市国際交流協会補助金交付要綱」に基づき日野市国際交流協会の行う事業等について、補助金を交付している。

令和5年度 補助金	10,570,000円
-----------	-------------

指摘事項（意見・要望）

日野市国際交流協会

1 補助金等に係る事務について

日野市国際交流協会（以下、「協会」という。）は、任意団体であり、財務状況は、日野市からの補助金及び市からの受託事業により、協会の事務局運営費及び事業運営費（以下「協会運営費等」という。）の約92%を占め、そのほかは、会員の会費、事業参加費である。

今回の監査においては、市からの補助金及び受託事業収入を含め、主に協会の財務に係る出納その他の事務の執行について監査した。

2 監査の実施

(1) 定款及び会計事務規程等諸規程は整備されているか。

監査の結果、概ね適正に整備されていた。

【意見・要望】

協会は法人格はなく、任意団体として事業を運営している。このため、定款に代わるものとして、日野市国際交流協会会則を設けている。

法人格がないため、団体名義で契約を行うことはできず、代表者個人の名義で契約を交わすことになる。協会で購入した物品などの資産は、団体名義では所有できず、あくまでも代表者個人の名義で各種財産を所有していることになる。代表者個人に不測の事態が発生した場合には、協会はその財産を自由に使用することができないため、事業運営上その影響は多大となることが予想される。

協会からは法人格取得の申請業務の労力や費用負担また法人格取得後の事務負担、そして規模が小さいことを理由に体制が整い次第、法人格の取得をする予定と説明があった。

安定した事業運営やリスク管理の観点から、法人格取得について、早急に対応されたい。

(2) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

決算諸表を監査した結果、次の点が見られた。

項番	指摘事項
1	決算書類のうち、作成すべき書類が未作成のもの

【意見・要望】

日野市国際交流協会会計規程第26条では決算書類として事業報告書、収支決算書、財産目録を作成することになっているが、財産目録が未作成であった。

(3) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

財務諸表を監査した結果、次の点が見られた。

項番	指摘事項
1	決算報告書の通常の事業の収支と一緒に、周年記念事業に係る収入及び支出が報告されていたもの

【意見・要望】

決算諸表は、当該年度における団体の事業成績及び財政状況を明らかにするもので、適正な会計処理に基づいた適正な数値によるべきものである。

日野市からの補助金のうち周年記念事業費として、毎年10万円を積立て、10年ごとに100万円の積立金を基に周年記念事業を実施している。令和5年度の協会決算書では、積立金収入が1,000,000円、30周年記念事業費993,484円、通常の事業共通経費から、周年記念グッズ243,760円として計上され、歳入においても、通常の事業参加費及び雑入に、周年記念事業に係る収入があった。

10年毎の事業であること、使用財源が積立金からの取り崩し、周年行事に係る売払い収入もあるため、経常経費の取扱いではなく、特別会計として決算報告をすることについて検討されたい。

(4) 資産台帳等の整備はきちんとされているか。

(5) 補助金等は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。

(6) 補助金等に係る会計経理は適正に行われているか。

(7) 補助金等に係る会計経理、管理運用及び財産の管理、事務の執行は、適正に行われているか。

(4) から (7) まで、監査の結果、概ね適正であった。

(8) その他

現金、通帳、金融機関届出印の保管状況について、監査した結果、次の点が見られた。

項番	指摘事項
1	現金、通帳、印鑑の保管管理が適正にされていない

【意見・要望】

現金と通帳を据え付け金庫において保管している。据え付け金庫はダイヤルと鍵により施錠され、ダイヤルは常に開錠できる箇所で設定されており、また、金庫の鍵は誰でも開けられるキャビネットに保管されている。

また、通帳の届出印についても誰でも開けられるキャビネットに保管され、結果として事務員全員が金庫の現金に触れることができ、通帳を持ち出して引き出しできる状況になっていた。

不正（横領）の観点から、金庫の鍵と届出印については鍵のかかる場所で特定の人物に限定して管理し、金庫のダイヤルについても適切に利用されたい。

平和と人権課

1 補助金等に係る事務について

協会に対して、市から支払われるものは、日野市国際交流協会補助金、日本語学習支援ボランティア養成講座業務委託料である。協会運営費等の約92%は市からの支出で、毎年度同様な収益内訳となっている。

今回の監査においては、市の補助金及び委託料を含め監査した。

2 監査の実施

(1) 協会に対する補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容が明確にされているか。

監査の結果、概ね適正であった。

(2) 補助金等交付の算定、交付手続及び交付時期は適正か。

監査の結果、次の点が見られた。

項番	指摘事項
1	給与改定（人件費の増額）に伴う補正予算対応

【意見・要望】

協会の職員は、日野市役所を定年退職した常勤職員が1名、そのほかの臨時職員3名が従事し、給与及び賃金は、日野市役所の任期付再任用職員及び会計年度任用職員給与に準じて支給している。

日野市国際交流協会補助金交付要綱第6条に、「補助金の交付額は、予算の範囲内とする。」とあり、令和5年度の補助金は、同年5月末の協会への支払いで完了しているものと理解していた。しかし、市職員の給与改定差額支給と併せて、3月議会で47,000円の増額補正を行い、協会へ追加補助金交付をしていた。

協会の令和5年度決算の貸借対照表を見ると、前期繰越正味財産（令和4年度からの繰越金）が3,483,527円。正味財産合計（令和6年度への繰越金）が3,369,038円あり、補助金の追加交付の必要はなく、協会が十分に負担できる額であった。

説明聴取にて、協会職員への人件費について、補正予算を組んでまで、市が追加交付しなければならない理由について、根拠規定等を示した説明を求めたところ明確な説明はなかった。

については、協会のみならず、いわゆる市外郭団体職員の人件費に対して、市から補助金を支出しているものは、明確な規定の制定をされたい。

(3) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

監査の結果、概ね適正であった。

総括意見・要望

協会の運営は、市補助金及び受託料、つまり、公費からの支出により成り立っている。最小の経費で最大の効果。適正な使途。使途の透明性の確保が協会側に求められることのみならず、市民からの税金により運営されていることを常に念頭に置き、運営をされたい。また、協会は、公益性の高い事業を実施しているが故に、協会運営費の大部分を占める補助金が市から交付されている。また、団体としての認知度や事業活動も広く市民に認知されていることを考えると、団体として、契約行為や財産の管理が行えるよう、法人格の取得をされたい。

一方、市は、補助金、委託料の費用対効果を含めて適正な額であるか検討・検証を随時行うと共に、協会の法人格取得について、必要な支援

をされたい。

市は現在、財政非常事態宣言中であり、最小の経費で最大の効果が得られるよう補助金及び委託業務の見直しを行われたい。また、協会に対しては、運営費等の大半が市からの収入、すなわち税金であることを踏まえ、効率的な事務を行うよう要望する。